

# 東京都交通局

鉄道事業及び軌道事業安全管理規程

# 東京都交通局鉄道事業及び軌道事業安全管理規程

平成18年9月29日

18交総第635号

## 目次

### 第1編 総則

#### 第1章 目的等

#### 第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

#### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制及び方法

##### 第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制

##### 第2節 安全統括管理者等の責務

##### 第3節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

### 第2編 輸送業務の実施に係る管理の方法

#### 第1章 運転の管理

#### 第2章 施設の管理

#### 第3章 車両の管理

## 第1編 総則

### 第1章 目的等

(目的等)

第1条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号。以下「法」という。）第18条の3第2項及び軌道法（大正10年法律第76号）第26条の規定に基づき、鉄道事業及び軌道事業（以下「鉄・軌道事業」という。）における輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定めることにより、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号。以下「技術基準省令」という。）、同令第3条の規定による実施基準及びこれに関連する規程、軌道建設規程（大正12年内務省鉄道省令第1号）、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第4条の規定に定める細則のほか、本規程に定めるところによる。

### 第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(安全に関する基本的な方針)

第2条 東京都交通局長（以下「局長」という。）は、安全第一の意識をもって事業活動を行う体制の整備に努めるとともに、車両の運行と鉄道施設及び軌道施設（以下「鉄・軌道施設」という。）の保全に関して、輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定めるものとする。

2 局長及び職員（委託及び請負工事関係係員を含む。以下「職員等」という。）の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

- (1) 私たちは、安全を最優先に一人ひとり責任ある行動をいたします。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これらを遵守し、基本に忠実に職務を遂行します。
- (3) 職務の実施に当たり、常に確認の励行に努め、判断に迷ったときは、最も安全と思われる取扱いをします。
- (4) 事故又は災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (5) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (6) 常に問題意識を持ち、必要な改革に果敢に挑戦します。

3 第1項の方針に基づき策定した鉄・軌道施設、車両及び職員等に係る安全性向上のための安全重点施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取組の実績その他安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめ、安全報告書として公表する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制及び方法

#### 第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制

(局長の責務等)

第3条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 局長は、輸送の安全を確保するための鉄・軌道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、鉄・軌道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 局長は、鉄・軌道事業の遂行に際し、設備、輸送、要員、投資、予算その他の必要な計画策定の際、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの確認を行わせるものとする。
- 4 局長は、輸送の安全を確保するために、鉄・軌道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 5 局長は、次条及び第6条により輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する責務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重し、これを踏まえて適切な処置を講じる。
- 6 局長は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知・徹底しなければならない。

(組織体制)

第4条 鉄・軌道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各管理者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

なお、第4号から第7号までに規定する各管理者を総称して「施設管理者」という。

- (1) 安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
  - (2) 運転管理者 安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。
  - (3) 乗務員指導管理者 運転管理者の指揮のもと、運転士、運転手及び車掌（以下「乗務員」という。）の資質の保持に関する事項を管理する。
  - (4) 電気設備施設管理者 安全統括管理者の指揮のもと、鉄・軌道電気設備施設に関する事項を統括する。
  - (5) 運転保安設備施設管理者 安全統括管理者の指揮のもと、鉄・軌道運転保安設備施設に関する事項を統括する。
  - (6) 土木施設管理者 安全統括管理者の指揮のもと、鉄・軌道土木施設に関する事項を統括する。
  - (7) 建築施設管理者 安全統括管理者の指揮のもと、鉄・軌道建築施設に関する事項を統括する。
  - (8) 車両管理者 安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。
- 2 鉄・軌道事業における安全の確保に関し、その他必要な責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総務部長 輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務及び要員に関する事項を統括する。
- (2) 職員部長 職員の研修に関する事項を統括する。
- (3) 電車部長 運輸及び運転その他これに付帯する業務を掌理する。
- (4) 車両電気部長 車両の新造、改良及び保守管理、鉄・軌道施設のうち電路関係施設、信号関係施設、通信関係施設及び変電関係施設の改良並びに保守管理並びに電力指令及び信号通信指令に関する業務を掌理する。
- (5) 建設工務部長 鉄・軌道施設のうち線路、構築物等の改良及び保守管理その他技術に関することを掌理する。
- (6) 安全管理担当部長 安全管理、危機管理に関する事項を統括する。

3 管理者の選任、解任等については、これを職員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。

4 各管理者は、輸送の安全の確保に関し、運転、鉄・軌道施設及び車両の計画に必要な基礎的情報その他必要な情報に係る相互の連絡を緊密にし、打ち合わせを正確に行うことにより、各々の業務を適切に遂行し、管理しなければならない。

5 各管理者が事故等によりその職務が遂行できない場合には、その都度、当該管理者の役職として要件を満たす者を局長が指名し、代行させる。

(安全対策推進委員会)

第4条の2 運転事故防止、災害事故防止及び保安対策の安全管理体制・危機管理体制を確立し、安全管理・危機管理意識の徹底を図るため、東京都交通局安全対策推進委員会を設ける。

- (1) 安全対策推進委員会の組織図は、第5図のとおり。
- (2) 運営その他必要な事項については、別に定める。

## 第2節 安全統括管理者等の責務

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号。以下「規則」という。）に定める要件を満たす者のうち、安全に関する十分な知識及び経験を有する者の中から、東京都交通局安全統括管理者等の設置に関する要綱に基づき選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 鉄・軌道施設、車両及び運転に係る安全性及び相互間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し輸送業務の実施及び管理部門の統括管理をすること。
- (2) 職員等に対し、関係法令等の遵守と安全重点施策を確実に実施させ、安全第一の意識を徹底させること。
- (3) 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善の措置を講じること。
- (4) 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上で必要な意見を述べること。
- (5) 輸送の安全の確保に関し、事故、災害等その他必要な情報を収集し、運転管理者その他必要な管理者にこれを周知し又は必要な指示を行うこと。

(運転管理者の選任及び解任)

第7条 運転管理者は、規則に定める要件を満たす者のうち、鉄道の運転に関する十分な知識及び経験を有する者の中から、東京都交通局安全統括管理者等の設置に関する要綱に基づき選任する。

2 第5条第2項の規定は、運転管理者の解任について準用する。

(運転管理者の責務)

第8条 運転管理者は、運転関係の係員及び鉄・軌道施設、車両を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するため、運行計画の設定及び変更、乗務員及び車両の運用、列車又は電車（以下「列車等」という。）の運行の管理、乗務員の育成及び資質の保持その他運転に関する業務を管理する責務を有する。

2 運転に関する業務のうち、乗務員の研修に関する業務については、交通局研修所長が行う。

3 前項の場合において、交通局研修所長は、業務の管理に必要な事項について運転管理者に報告を行い、又はその指示を受け取るものとする。

4 運転管理者は、運行計画その他の必要な計画の検討に当たり、運転関係の係員及び鉄・軌道施設、車両の状況その他事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の確認を行うものとする。

5 運転管理者は、運転関係の係員に対する教育・訓練を適切に管理する。

6 運転管理者は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にする。

7 運転管理者は、輸送の安全確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し、又は必要な情報を受け取るものとする。

(乗務員指導管理者の責務)

第9条 乗務員指導管理者は、運転管理者の指揮のもと、次に掲げる業務を行う責務を有する。

- (1) 乗務員の資質（適性・知識及び技能）の維持管理に関する事項
- (2) 乗務員の資質の充足状況に関する定期的な確認及び運転管理者への報告に関する事項

2 乗務員指導管理者の選任は、東京都交通局安全統括管理者等の設置に関する要綱による。

(施設に関する管理者の責務)

第 10 条 施設管理者は、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう施設を整備、維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 鉄・軌道施設の新設、改良、保守に係る体制及び整備・維持管理計画の作成並びに技術に関する事項
- (2) 鉄・軌道施設及び車両の構造、仕様、運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項
- (3) 鉄・軌道施設の新設、改良、保守に係る作業を行う場合の安全確保に関する事項
- (4) 工事、検査及び保守作業に係る係員（以下「施設関係係員」という。）の資質の維持・管理に関する事項

2 施設管理者の選任は、東京都交通局安全統括管理者等の設置に関する要綱による。

3 施設管理者は、整備・維持管理計画の検討に当たり、施設関係係員、設備の状況その他事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の確認を行うものとする。

4 施設管理者は、施設関係係員に対する教育・訓練を適切に管理する。

5 第 8 条第 6 項及び第 7 項の規定は、施設管理者について準用する。

(車両に関する管理者の責務)

第 11 条 車両管理者は、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう車両を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 車両の新造、改良及び維持管理に係る基本計画の作成並びに技術に関する事項
- (2) 車両の維持管理に係る管理体制に関する事項
- (3) 車両の構造、仕様、鉄・軌道施設の構造、仕様、運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項
- (4) 列車等の運行に充当する車両の管理、運用計画の策定及び検査計画と運行計画との調整に関する事項
- (5) 車両の保守に係る係員（以下「車両関係係員」という。）の資質の維持・管理に関する事項

2 車両管理者の選任は、東京都交通局安全統括管理者等の設置に関する要綱による。

3 車両管理者は、新造・改良等の基本計画及び維持管理計画等の検討に当たり、車両関係係員、設備の状況その他事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の確認を行う。

4 車両管理者は、車両関係係員に対する教育・訓練を適切に管理する。

5 第 8 条第 6 項及び第 7 項の規定は、車両管理者について準用する。

(総務部長の責務)

第 12 条 総務部長は、経営計画に基づく設備投資等の計画、その他の必要な計画の検討に当たり、設備の状況その他事項を総合的に勘案し、予算を措置するとともに、安全性及び実現可能性の確認を行う。

(職員部長の責務)

第 13 条 職員部長は、職員の教育、訓練及び研修計画の検討に当たり、職員の状況その他事項を総合的に勘案し、研修及びその実施について確認を行う。

2 交通局研修所長は、職員部長の命を受け、動力車操縦者の養成に関する事項を定め、動力車操縦者の資質の向上と輸送の安全の確保を図る。

(安全管理担当部長の責務)

第 14 条 安全管理担当部長は、安全統括管理者の業務を補佐し、輸送業務の実施及び管理の方法を確認するとともに、事故の再発防止対策等安全性の向上を図るための施策を推進する。

2 第 8 条第 6 項及び第 7 項の規定は、安全管理担当部長について準用する。

### 第 3 節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

(業務報告)

第 15 条 輸送の安全の確保に関する業務を統括管理するため、不安全行動など安全を損なう事態が生じた場合は、運転管理者及びその他の管理者はそれを取りまとめ、安全統括管理者に随時報告する。

2 前項の報告内容については、法令違反、重大な怠慢又は故意による行為を除き、職員等の処罰に使用しない。

3 安全統括管理者は、第 1 項により受けた情報を、会議等を通じて職員等に適切に伝達し、情報を共有させる。

(事故、災害等の防止対策の検討及び情報の共有化)

第 16 条 安全統括管理者は、事故、災害等その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、これらの防止対策の検討を各管理者に指示し、必要な対策を講じる。

2 安全統括管理者は、前項の検討を通じて、事故、災害等の再発防止及び安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、各管理者を通じて職員等が共有できるよう、伝達する。

(事故、災害等の報告及び対応)

第 17 条 職員等は、緊急時における救急体制の整備について（昭和 47 年 12 月 22 付鉄運第 306 号）の通達による東京都交通局地下高速電車事故災害取扱要綱等（以下「事故災害取扱要綱等」という。）に基づき、事故、災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項をよく理解し、

事故、災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。

- 2 事故災害取扱要綱等に定める責任者は、事故、災害等の状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処置をとり、適切かつ柔軟な対応を行わなければならない。
- 3 事故、災害等が発生した場合、当事者又は発見者は、事故災害取扱要綱等に基づき、その状況を報告しなければならない。
- 4 事故及びインシデント等が発生した場合は、事故災害取扱要綱等に基づき、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(業務の確認)

第 18 条 安全統括管理者、安全管理担当部長、運転管理者及びその他の管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善に必要な事項についての確な措置を講じるとともに、安全管理体制の見直し及び改善を図る。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第 19 条 安全統括管理者は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の計画策定と実施について確認する。

(安全管理規程等の整備)

第 20 条 安全統括管理者その他の管理者は、輸送の安全を確保するために、本規程、技術基準省令第 3 条の規定に基づく実施基準のほか、鉄・軌道施設・車両の維持及び運転に関して必要となる規程を定め、必要に応じ改正し、職員等に周知する。

(規程、帳票類等の備付け及び記録の管理等)

第 21 条 各管理者は、本規程その他輸送の安全の確保に関する規程、鉄・軌道施設及び車両の構造、性能等に係る帳票類その他必要な資料等は、必要な部門に備え、適切に保管する。

- 2 安全統括管理者の意見、安全対策推進委員会設置要綱等に定める会議及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議等の審議内容と対応結果については、各会議の事務局が、議事録を作成し適切に保管する。
- 3 前 2 項に掲げるほか、輸送の安全の確保に関する規程、帳票類その他資料の管理の方法、必要な文書の記録及び保管の方法は東京都交通局文書管理規程の他、別に定めるものによる。

## 第 2 編 輸送業務の実施に係る管理の方法

### 第 1 章 運転の管理

(運転の管理の体制)

第 22 条 運転の管理に係る体制、指揮命令系統は、第 2 図のとおりとする。

(運行計画)

第 23 条 運転管理者は、輸送計画の具体化の際、設定しようとする列車種別ごとに作成する運転曲線図等を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下「運行計画」という。）の実現可能性を確認する。

- (1) 停車場間（停留場を含む。以下同じ。）の所要時間
- (2) 停車場における乗降の状況
- (3) 追い越し設備、行き違い設備、信号設備等による制約条件
- (4) 乗務員及び車両の運用に係る制約条件
- (5) その他運行計画の円滑な実施に係る事項

2 前項の運転曲線図は、使用する車両の性能（加減速、最高速度、曲線通過性能）、曲線及びこう配等の線路条件並びに運転士及び運転手の操縦状況を考慮したものでなければならない。

3 運行計画の設定、変更にあたって運転管理者は、車両管理者及び施設管理者との連携を図り、運行計画の設定、変更に必要な車両性能、線路条件及び曲線等の制限速度に係る帳票類を整備しておく。

(乗務員の運用計画)

第 24 条 運転管理者は、乗務員運用に当たり、乗務員の労働時間、乗務時間等が平準化されるよう計画するとともに、東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程等に定められた勤務に係る制約条件に適合させなければならない。

(車両の運用確認)

第 25 条 運転管理者は、車両運用に当たり、充当する列車等の運用上求められる車両の構造及び性能、運転する区間の線路構造及び運転保安設備等を考慮し、輸送の安全確保に支障を生じないように確認する。

(乗務員の資質の管理)

第 26 条 乗務員指導管理者は、所属する乗務員の資質の充足状況について、運転取扱実施基準に基づき、継続的かつ定期的に確認する。

2 乗務員指導管理者は、前項の確認により、乗務員の身体機能、精神機能、知識及び技能について、資格要件に適合していないおそれがあると認められる場合は、乗務の一時停止等の措置を講じるとともに、その状況を取りまとめ、運転管理者に報告する。

3 運転管理者は、乗務員の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合は、当該乗務員指導管理者の意見を踏まえ、速やかに対応措置を決定する。

4 乗務員指導管理者は、乗務を一時的に停止した乗務員のうち、知識及び技能に関する教育訓練により資質の向上が期待されるものについて、教育計画を策定し、教育終了後にその効果の確認及び再乗務の可否の判断を行い、結果を運転管理者に報告する。

(運転士及び運転手の資質等の報告)

第 27 条 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則（平成 18 年国土交通省令第 79 号）第 2 条第 1 項及び軌道法施行規則（大正 12 年内務省・鉄道省令）第 3 5 条の 2 第 1 項に基づき、関東運輸局長に報告するための運転士及び運転手の資質の充足状況等に関し次に掲げる事項を取りまとめなければならない。

- (1) 運転士及び運転手の運転免許番号、身体検査及び適性検査の結果等
- (2) 運転取扱誤りを生じさせた回数、教育（定例及び再教育）の状況等

2 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第 3 条及び軌道法施行規則第 3 5 条の 2 第 2 項に該当するものが生じた際は、関東運輸局長に報告すべき事項を遅滞なく取りまとめなければならない。

（運転関係の係員の育成及び資質の維持・管理）

第 28 条 運転管理者及び運転関係の係員を指導監督する職にある者は、運転関係の係員の適性、知識及び技能の保有に関する管理の方法、手順等を定めた次の要綱及び要領に基づき、これを行う。

- (1) 電車、地下高速電車、懸垂電車及び日暮里・舎人ライナー関係係員の適性検査実施要綱
- (2) 地下高速電車運輸係員教育訓練実施要領
- (3) 軌道運輸係員教育訓練実施要領
- (4) 懸垂電車運輸係員教育訓練実施要領
- (5) 日暮里・舎人ライナー運輸係員教育訓練実施要領

2 運転関係の係員を指導監督する職にある者は、作業前、作業中その他適当なときに運転上必要な事項について、運転取扱実施基準に基づき報告を求め、又は指示を与える等適切な監督を行う。

3 運転関係の係員を指導監督する職にある者は、所属する運転関係の係員の資質の状況を記録し、その推移を確認できるように管理する。

（列車等の運行の体制）

第 29 条 総合指令所長、荒川電車営業所長及び日暮里・舎人営業所長は、組織、路線及び運行の形態、鉄・軌道施設の状況等を勘案して、次に掲げる事項を実施し、責任者、指揮命令系統、管理の方法等を明確にするとともに、列車等の運行の管理の実施に係る具体的な体制を指示する。

- (1) 輸送混乱時の運行状況の把握
- (2) 運転整理など、運行計画の臨時変更
- (3) 運転方法の変更などの運転保安上の重要な指示
- (4) 異常気象等の情報収集及び伝達
- (5) 列車等の運行に支障を及ぼすおそれのある工事等の着手承認及び終了後の運行の可否に係る情報連絡

2 列車等の運行に携わる者は、列車等の運行状況、線路の状況、異常気象などの情報の把握に努め、列車等の安全な運行に支障を生ずるおそれがあるときは、全てに優先して迅速、適確な措置を講じる。

- 3 事故、災害等により線路内で作業を行うため、運行を一時停止した区間の再開については、現場の安全確認がなされた後、総合指令所長、荒川電車営業所長及び日暮里・舎人営業所長が運転再開の指令により行う。
- 4 事故、災害等により列車等の運行が乱れたときに運行計画を臨時に変更する場合は、総合指令所長、荒川電車営業所長及び日暮里・舎人営業所長の指令によって行うものとし、指令の伝達の正確を期するため定められた方法、手順に従い関係者相互の連絡、確認を行う。
- 5 総合指令所長、荒川電車営業所長及び日暮里・舎人営業所長は、台風その他の異常気象により広域の列車運行に安全その他支障を生じるおそれがあると認めるときは、運行計画にかかわらず、運行の停止その他適切な措置を講じる。
- 6 総合指令所長、荒川電車営業所長及び日暮里・舎人営業所長は、列車等の運行状況、関係者の連絡その他運行を適確に行うための措置等に関する情報については、これを記録し、保存する。

(事故、災害等の緊急事態が発生した場合等の処置)

第 30 条 列車等の運行に携わる者は、事故、災害等その他緊急を要する事態が発生したときは、被害者の救済その他被害の拡大防止のため、事故災害取扱要綱等により、迅速かつ的確に対応する。

- 2 列車等の運行に携わる者は、救急活動等のため、鉄道係員以外の者が線路内に立ち入る必要があるときは、鉄道災害等における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書等により、運行の停止その他安全確保のための措置を講じる。

(業務の委託)

第 31 条 運転管理者は、列車等の運転に直接関係する作業に関する業務を委託する場合にあっては、受託者ごとに委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、業務管理体制及び教育訓練体制について受委託に関する協定書等に基づき委託する。

- 2 相互直通運転における列車運行管理及び共同使用駅の運転に関する委託業務にあっては、委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）について、列車の運行管理業務の受委託に関する協定書及び共同使用駅契約書等に定める。
- 3 荒川電車営業所車庫内の入れ換え操縦の業務にあっては、委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）について、荒川電車営業所車庫内業務委託等に定める。

## 第 2 章 施設の管理

(鉄・軌道施設の管理の体制)

第 32 条 鉄・軌道施設の管理に対する体制は、第 3 図のとおりとする。

(鉄・軌道施設の建設、改良及び保守に関する事項)

第 33 条 施設管理者は、鉄・軌道施設の建設又は改良に当たり、安全性及び信頼性の向上の必要性、車両及び将来の運行計画との整合性等を勘案し、整備計画を策定し、安全統括管理者に報告する。

- 2 施設管理者は、鉄・軌道施設の建設又は改良の実施に当たり、関係部署との連携を密にし、次に掲げる規定に基づき、輸送の安全確保に支障が生じないように計画する。
  - (1) 東京都交通局電気設備実施基準
  - (2) 東京都交通局運転保安設備実施基準
  - (3) 東京都地下高速電車土木施設実施基準
  - (4) 電車軌道整備心得
  - (5) 東京都懸垂電車土木施設実施基準
  - (6) 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設実施基準
  - (7) 東京都交通局電車電気設備保守心得
  - (8) 東京都交通局日暮里・舎人ライナー電気設備保守心得
  - (9) 車両設計実施基準
  - (10) 東京都地下高速電車車両整備実施基準
  - (11) 東京都懸垂電車車両整備実施基準
  - (12) 東京都電車車両整備心得
  - (13) 東京都日暮里・舎人ライナー車両整備心得
  
- 3 施設管理者は、鉄・軌道施設の建設又は改良の工事の実施に当たり、工事にかかわる係員に、施工管理の方法を定めた監督基準に基づき監督を行わせる。
  
- 4 施設管理者は、前項の工事が竣工した場合の検査を、次に掲げる規定により実施する。
  - (1) 設計業務実施規程
  - (2) 鉄道電気設備及び運転保安設備の竣工確認要領
  - (3) 土木工事標準仕様書
  
- 5 施設管理者は、鉄・軌道施設の検査予定、検査実績結果の取りまとめ、修繕・交換計画を次に掲げる規定に基づき策定し、安全統括管理者に報告する。変更した場合も同様とする。
  - (1) 東京都交通局電気設備実施基準
  - (2) 東京都交通局運転保安設備実施基準
  - (3) 東京都交通局電車電気設備保守心得
  - (4) 東京都交通局日暮里・舎人ライナー電気設備保守心得
  - (5) 東京都地下高速電車土木施設実施基準
  - (6) 電車軌道整備心得
  - (7) 東京都懸垂電車土木施設実施基準
  - (8) 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設実施基準
  
- 6 施設管理者は、工事等の施工者に対し、他の事業者や他の現場において発生した事故、災害等に係る情報の入手に努め、関係者へ周知を図る。

(懸垂電車施設の維持管理)

第34条 懸垂電車施設の維持管理は、東京都建設局と締結した恩賜上野動物園懸垂電車事業用施設の譲渡及び維持管理並びに懸垂電車の運営に関する基本協定に基づき実施する。

- 2 施設管理者は、前条第5項に定める検査実績結果の取りまとめ、修繕・更新計画を安全統括管理者に報告する。変更した場合も同様とする。
- 3 施設管理者は、前項の修繕・更新計画で大規模なものについては、東京都建設局に依頼する。

(工事、保守等を行う場合の安全確保事項)

第35条 施設管理者は、工事、保守等（以下「工事等」という。）を行うに際しては、工事等の計画段階から列車の運行の安全確保及び触車防止の観点に立ち、内容について確認する。

- 2 工事等にかかわる係員は、工事等の施工段階において、作業内容等について十分打合せを行う。
- 3 工事等にかかわる係員は、作業着手前、作業中、作業終了後において、列車等の運行状況の確認や軌道変状等の不具合事象の発生時の対応、作業後の安全確認を次に掲げる規定に基づき、確実に実施する。
  - (1) 電気関係の作業安全事故防止要領
  - (2) 受注者等の作業安全事故防止要領
  - (3) 保線係員作業安全要領
  - (4) 土木工事標準仕様書
- 4 工事等にかかわる係員は、線路を閉鎖して又は保守間合いにおいて工事等を行う場合の、手続に関する事項は、運転取扱実施基準による。
- 5 工事等にかかわる係員は、工事等施工者に対し、工事等に伴う列車等の安全確保のため、列車等の運行状況等の必要な情報を提供する。

(施設関係係員の資質管理等)

第36条 施設管理者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員及び鉄・軌道施設の保守その他これに類する作業を行う係員に対して、次に掲げる規定に基づき、作業を行うために必要な知識を保有するよう、教育及び訓練を実施する。

- (1) 車両電気部（電気部門）保守係員教育訓練実施要領
  - (2) 工務関係係員教育訓練実施要領
- 2 施設管理者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うために必要な適性を、電車、地下高速電車及び懸垂電車及び日暮里・舎人ライナー関係係員の適性検査実施要綱に基づき確認する。
  - 3 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が所属する所の長は、係員が作業を行うために必要な知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければ、その作業を行わせてはならない。

- 4 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が所属する所の長は、係員が知識及び技能を十分発揮できない状態にあるときは、その作業を行わせてはならない。
- 5 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が所属する所の長は、次に掲げる規定に基づき、係員の資質の状況を記録し、その推移を確認できるように管理する。
  - (1) 電車、地下高速電車、懸垂電車及び日暮里・舎人ライナー関係係員の適性検査実施要綱
  - (2) 車両電気部（電気部門）保守係員教育訓練実施要領

（業務の委託）

第 37 条 施設管理者は、列車等の運転に関する業務を委託（請負契約を含む。以下同じ）する場合にあっては、東京都交通局契約事務規程による。

- 2 相互直通運転における共同使用駅の保守に関する委託業務にあっては、駅ごとに業務の範囲、保守の方法、作業及び異常時の連絡通報体制について、共同使用契約書等に定める。
- 3 委託業務の種類、範囲は、特記仕様書等の契約図書による。また、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格については、次に掲げる規定による。
  - (1) 受注者等の作業安全事故防止要領
  - (2) 土木工事標準仕様書

### 第 3 章 車両の管理

（車両の管理の体制）

第 38 条 車両の管理に係る体制は、第 4 図のとおりとする。

- 2 車両管理者は、車両の構造、機能の状況、安全性及び信頼性を勘案し、車両の維持管理に係る計画を作成し、安全統括管理者に報告する。
- 3 車両管理者は、車両の新造、改良の実施に当たり、次に掲げる規定により、施工中や完了の際の検査方法、手順等を定め、これを周知徹底する。
  - (1) 車両設計実施基準
  - (2) 東京都地下高速電車車両整備実施基準
  - (3) 東京都懸垂電車車両整備実施基準
  - (4) 東京都電車車両整備心得
  - (5) 東京都日暮里・舎人ライナー車両整備心得
- 4 車両管理者は、車両の整備、検査、補修に係る作業の方法及び手順等を、次に掲げる規定に定め、これを周知徹底し、確実に実施することにより、車両を安全に運転できる状態に保持する。
  - (1) 東京都地下高速電車車両整備実施基準
  - (2) 東京都懸垂電車車両整備実施基準

- (3) 東京都電車車両整備心得
- (4) 東京都日暮里・舎人ライナー車両整備心得

(懸垂電車車両の維持管理)

第 39 条 懸垂電車車両の維持管理は、東京都建設局と締結した恩賜上野動物園懸垂電車事業用施設の譲渡及び維持管理並びに懸垂電車の運営に関する基本協定に基づき実施する。

2 車両管理者は、大規模な修繕、改良について、東京都建設局に依頼する。

(車両関係係員の資質管理等)

第 40 条 車両管理者は、車両関係係員に対して、作業を行うために必要な知識を保有するよう、車両部門関係係員教育訓練実施基準に基づき、教育及び訓練を実施する。

2 車両関係係員が所属する場の長は、係員が作業を行うために必要な知識及び技能を保有していることを定期的に確認する。

(業務の委託)

第 41 条 車両管理者は、車両の保守作業に関する業務を委託する場合にあっては、東京都交通局契約事務規程による。

2 委託業務の種類、範囲は、特記仕様書等の契約図書による。また、作業に必要な情報の管理(異常時における連絡通報体制を含む。)、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格については、受注者等の作業安全事故防止要領の規定による。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

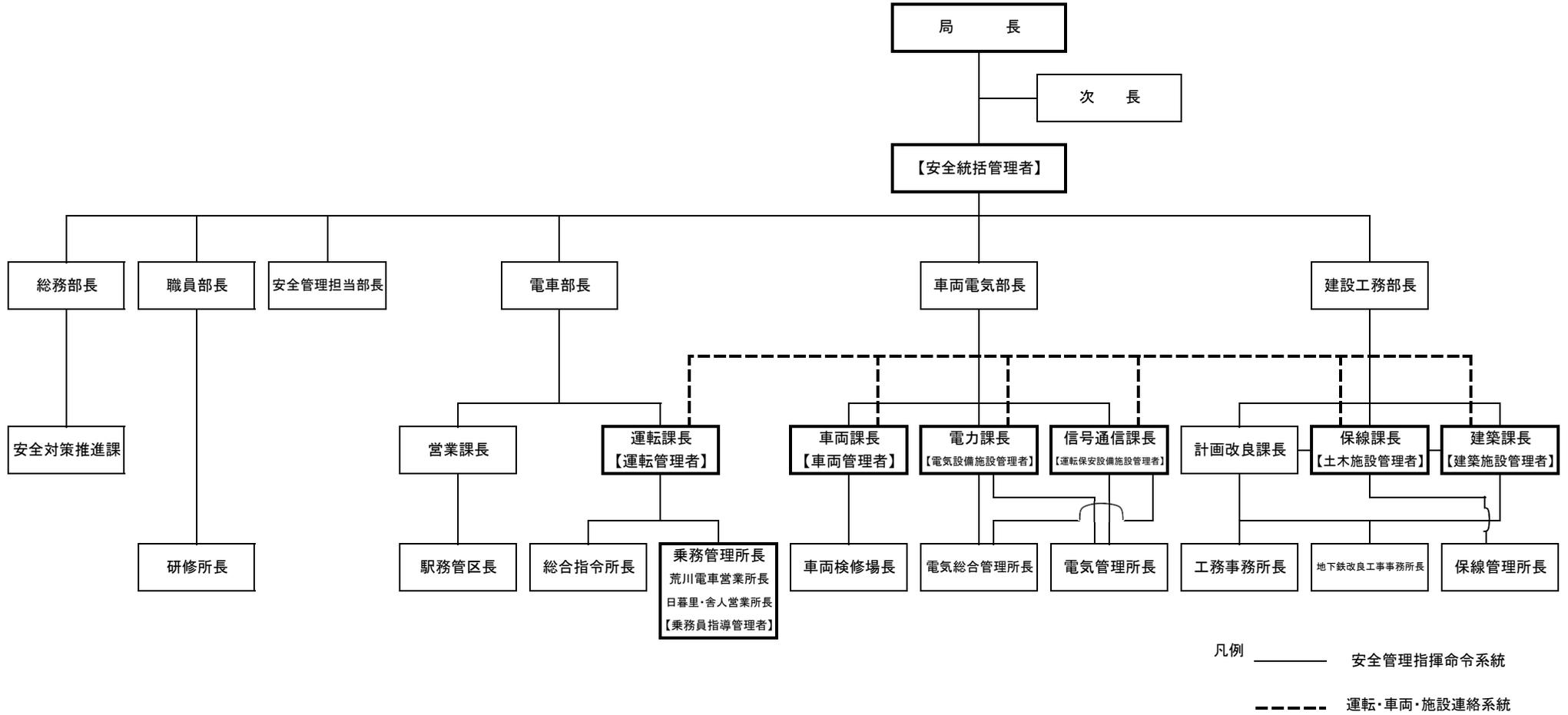
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

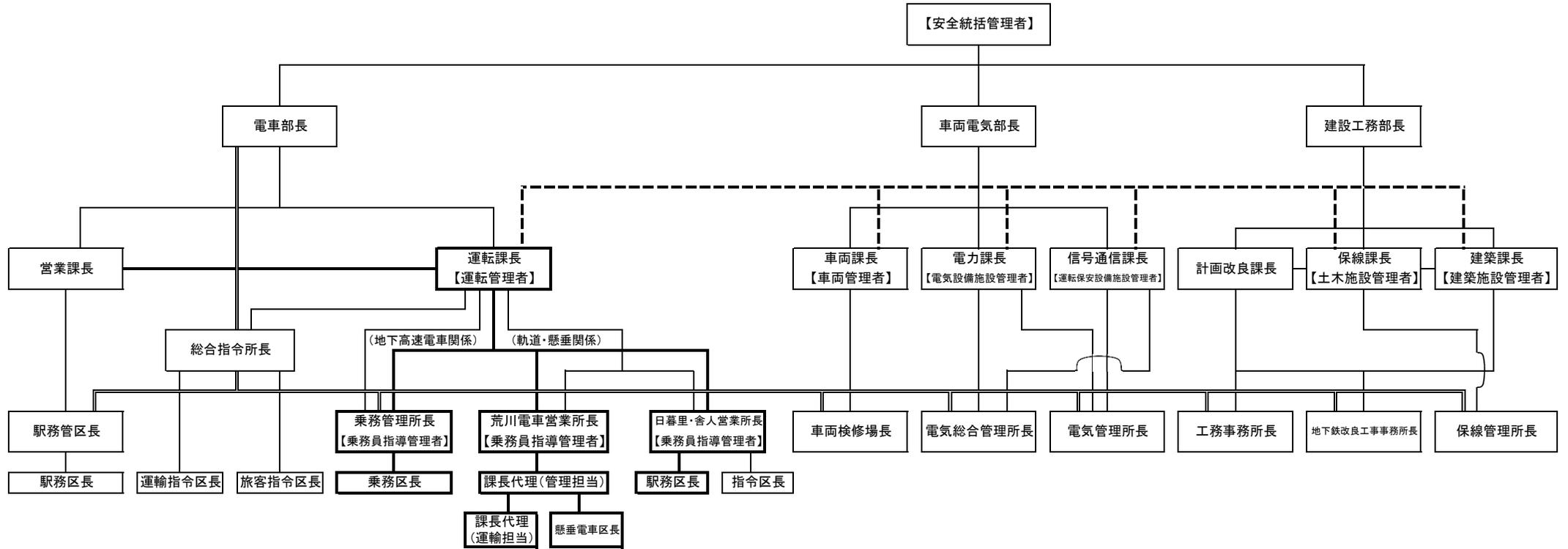
第1図(第4条関係)

安全管理体制図



第2図(第22条関係)

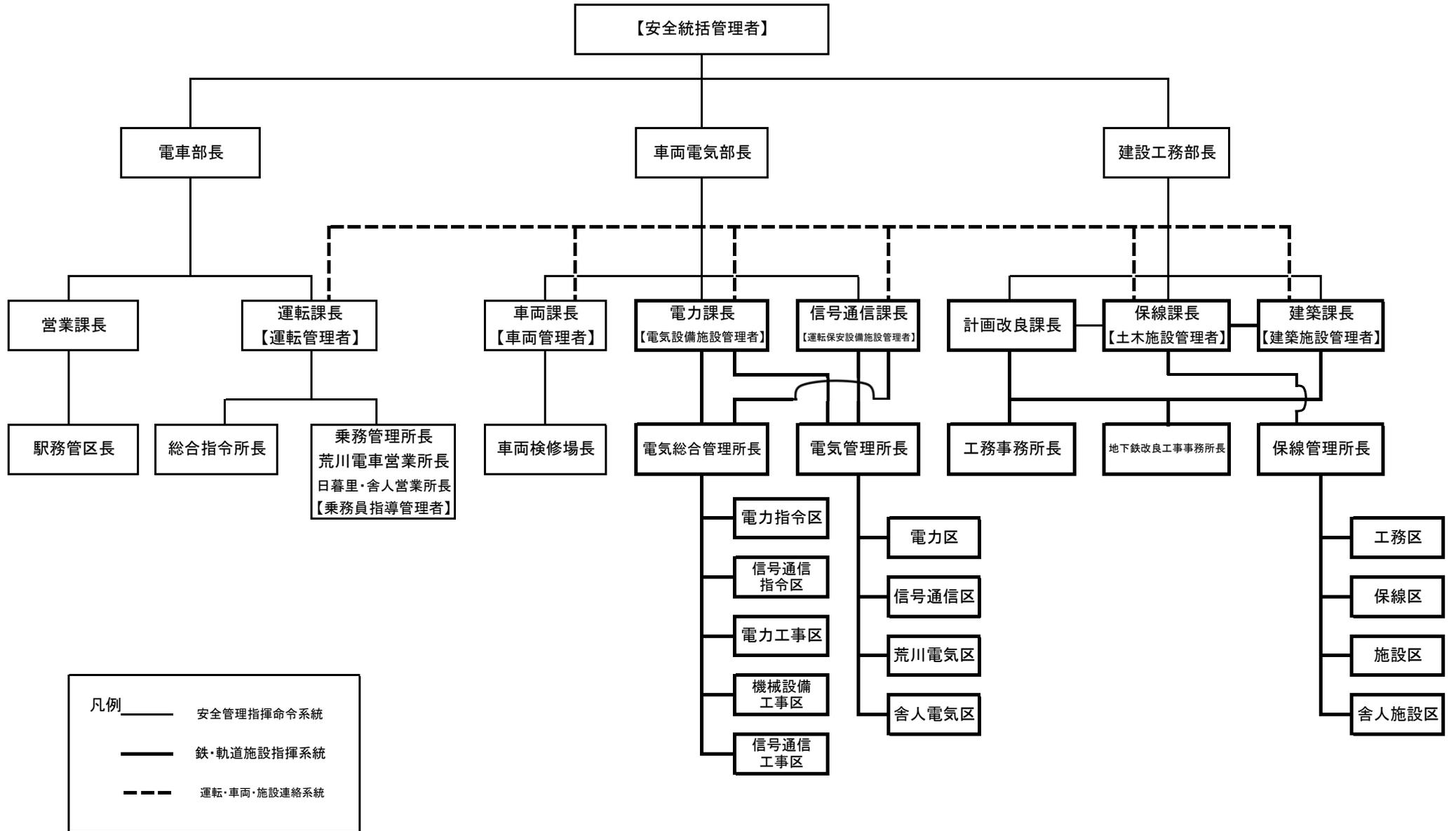
鉄・軌道運転管理体制図



凡例	——	安全管理指揮命令系統
	——	鉄・軌道運転指揮系統
	- - -	運転・車両・施設連絡系統
	====	運行管理指揮命令系統

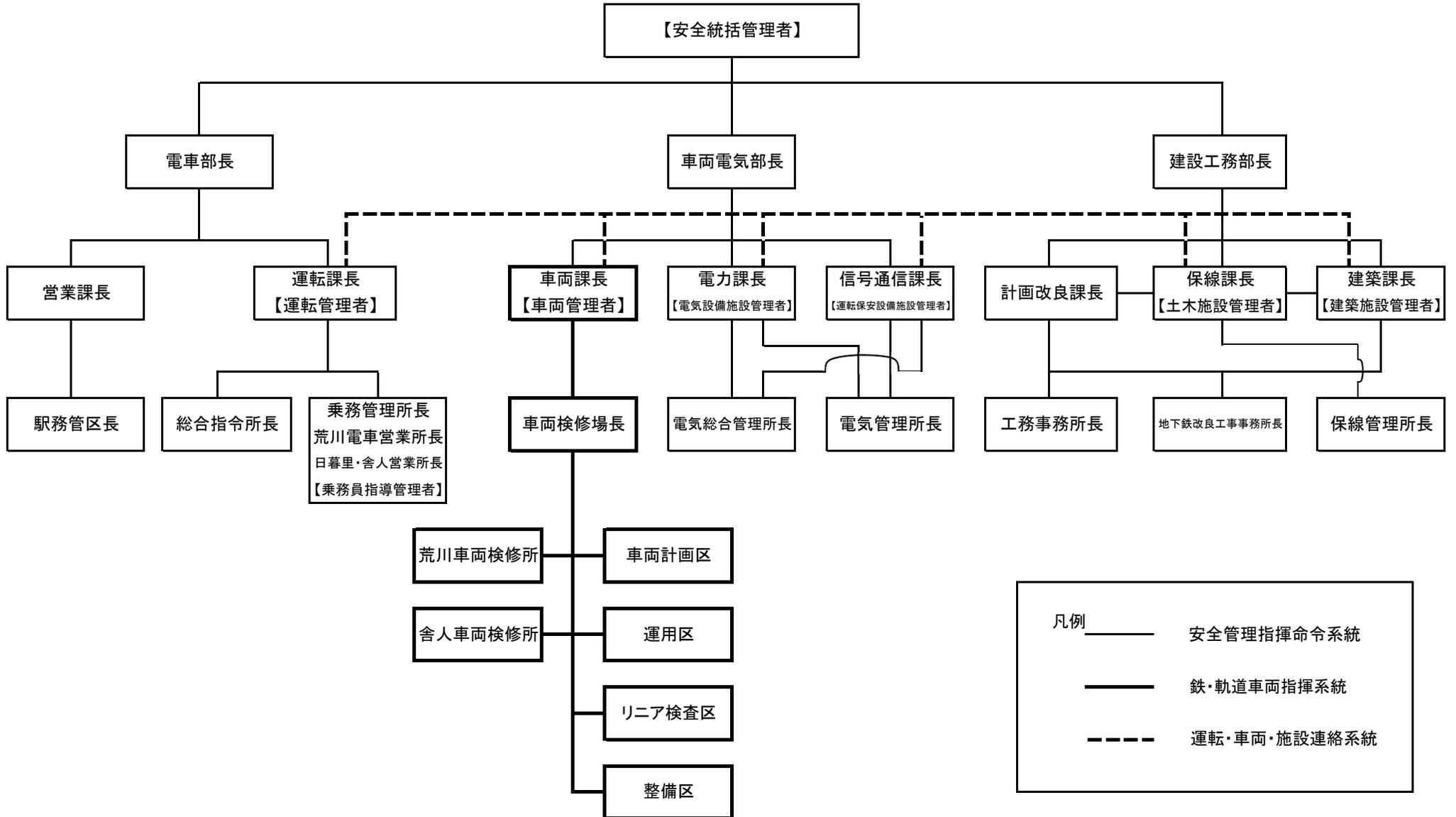
第3図(第32条関係)

鉄・軌道施設管理体制図



第4図(第38条関係)

鉄・軌道車両管理体制図



## 安全対策推進委員会組織図

